

報道関係者 各位

平成 29 年 8 月 9 日

【照会先】

労働基準局 監督課

課長

増田 嗣郎

中央労働基準監察監督官 奈須川 伸一

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5427)

(直通電話) 03(3595)3203

外国人技能実習生の実習実施機関に対する 平成 28 年の監督指導、送検等の状況を公表します

～監督指導を行った実習実施機関のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは 70.6%～

厚生労働省は、このたび、全国の労働局や労働基準監督署が、平成 28 年に技能実習生の実習実施機関に対して行った監督指導、送検等の状況について取りまとめましたので、公表します。(別紙参照)

外国人技能実習制度は、外国人が企業などでの実習を通して技術を習得することにより、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的としています。しかし、実習実施機関では、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、危険や健康障害を防止する措置の未実施などの労働基準関係法令に違反する事例が依然として存在しています。

こうした中、厚生労働省は、実習実施機関に対し、監督指導などを実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいます。

平成 28 年の監督指導・送検の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施機関は、監督指導を実施した 5,672 事業場 (実習実施機関) のうち 4,004 事業場 (70.6%)。
- 主な違反事項は、①労働時間 (23.8%)、②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準 (19.3%)、③割増賃金の支払 (13.6%) の順に多かった。
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは 40 件。

厚生労働省は、実習実施機関に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施機関に対しては監督指導を実施するなど、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

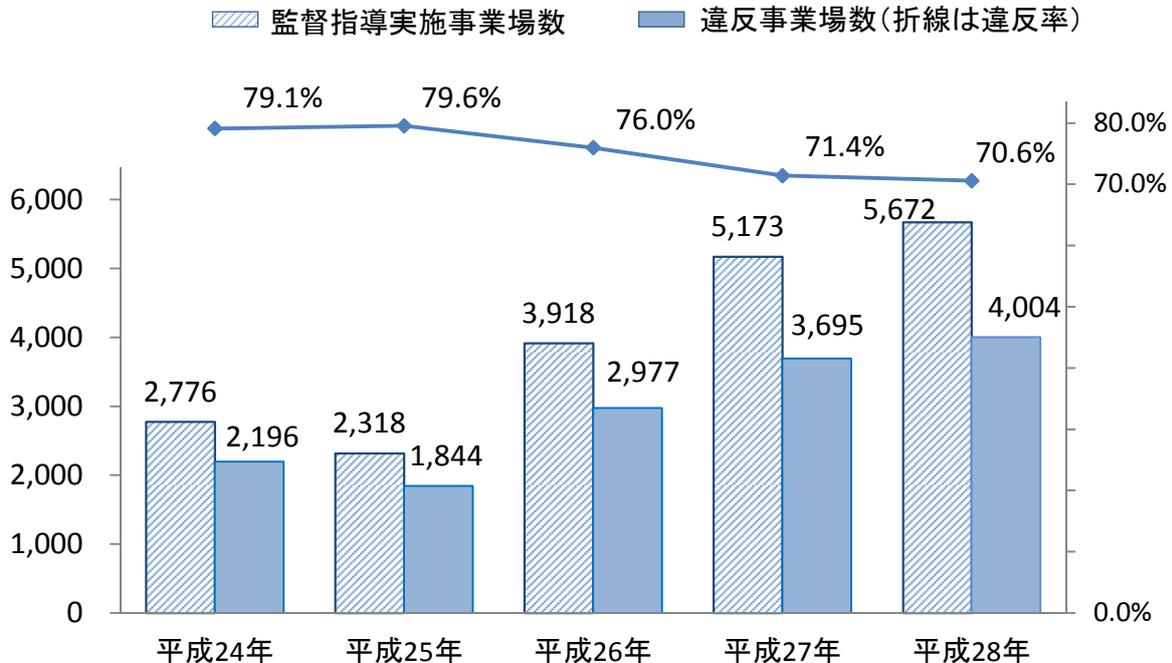
【別紙】外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検等の状況 (平成 28 年)

外国人技能実習生の実習実施機関に対する 監督指導、送検等の状況（平成28年）

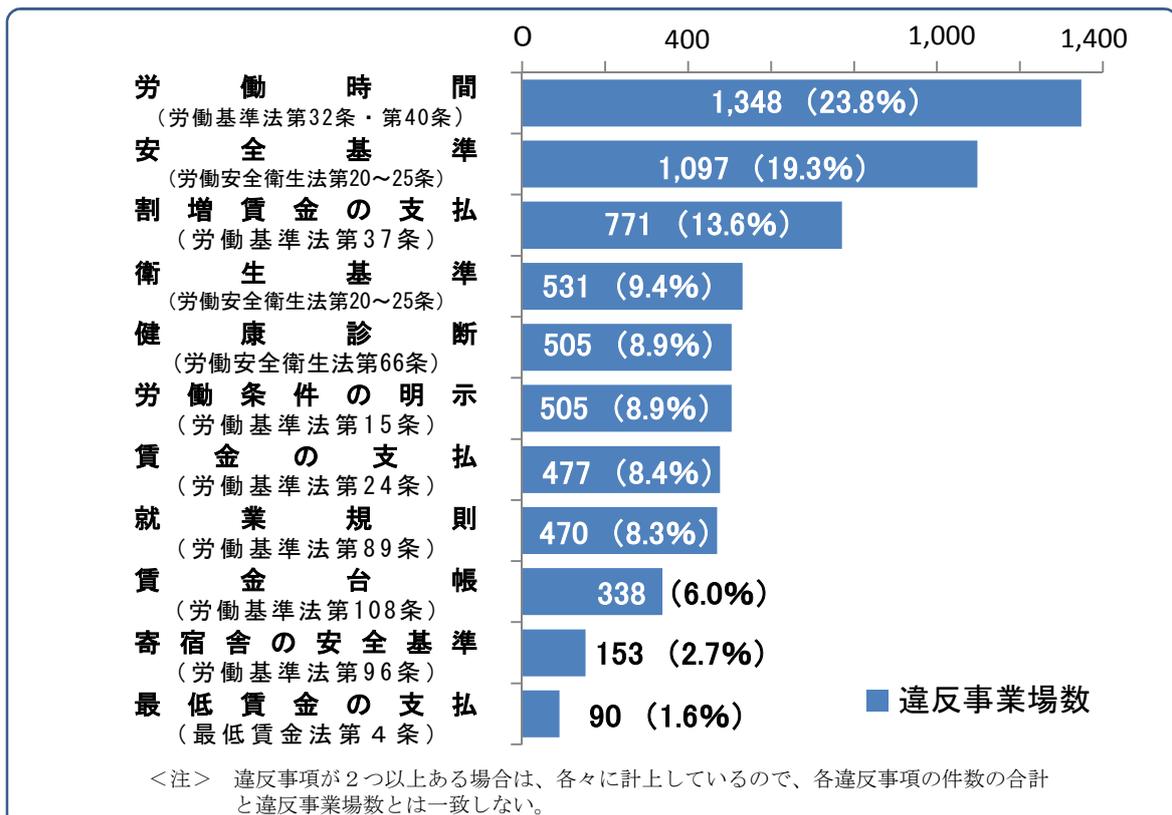
1 監督指導状況

(1) 全国の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して5,672件の監督指導を実施し、その70.6%に当たる4,004件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①労働時間（23.8%）、②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（19.3%）、③割増賃金の支払（13.6%）の順に多かった。



(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

定期監督において技能実習生に使用させる機械の安全基準や健康診断などについて監督指導を実施

概要

- 技能実習生が使用していた攪拌用ミキサーのカバーが外れており、身体が巻き込まれる危険性がある。
- 技能実習生の勤務シフトは午前3時から正午まで（休憩1時間）であり、深夜業を含む業務に従事しているが、6か月以内ごとに1回、定期的な健康診断を実施していない。
- 技能実習生の深夜労働について、割増賃金は適正に支払われているが、深夜労働時間数が賃金台帳に記載されていない。

指導内容

- 1 技能実習生が使用する機械について、巻き込まれることにより危険を及ぼすおそれがあるため、カバー等を設けるよう是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第20条（安全基準）

- 2 技能実習生に対して、6か月以内ごとに1回、定期的に、深夜業の健康診断を実施するよう是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第66条（健康診断）

- 3 賃金台帳に、深夜労働時間数を記載するよう是正勧告した。

指導事項

労働基準法第108条（賃金台帳）

指導の結果

- 攪拌用ミキサーに巻き込まれ防止用のカバーが設置・固定された。
- 深夜業を含む業務に従事するすべての技能実習生7名に、法定の健康診断を受診させるとともに、今後も継続的に受診させることにした。
- 賃金台帳の記載項目に、深夜労働時間数を新たに追加し、時間数を記載した。

事例 2

「定期賃金が月額5万円、割増賃金が時給300円」等の情報を端緒に、関連する2事業場に対して出入国管理機関と合同で監督・調査を実施

概要

- 情報のあった2事業場は、技能実習生8名を月額6万5,000円程度で雇用しており、最低賃金額以上の賃金を支払っていない。
- 時間外・休日労働に対しては、実習1年目は時間単価が300円、2年目は400円、3年目は450円の支払とし、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払っていない。

指導内容

- 1 適用される最低賃金額以上の賃金を支払うよう是正勧告した。

指導事項

最低賃金法第4条（最低賃金額以上の支払）

- 2 時間外・休日労働に対する割増賃金を、法定の割増率（時間外は25%、休日は35%）以上で計算して支払うよう是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条（割増賃金の支払）

指導の結果

- 事業場に所属するすべての技能実習生8名に対して、最低賃金額に満たない賃金及び不払となっていた割増賃金、総額約800万円が支払われた。

事例 3

出入国管理機関からの「36協定の限度時間を超えて長時間の時間外労働を行わせている」との通報に基づき監督指導を実施

概要

- 特別延長時間1か月80時間の36協定を届け出ていたが、繁忙期の人手が不足し、技能実習生11名に、1か月で最長130時間程度の違法な時間外労働を行わせている。

指導内容

技能実習生に、36協定の限度時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として時間外労働時間の削減と限度時間を超えないための労働時間管理について併せて指導した。

指導事項

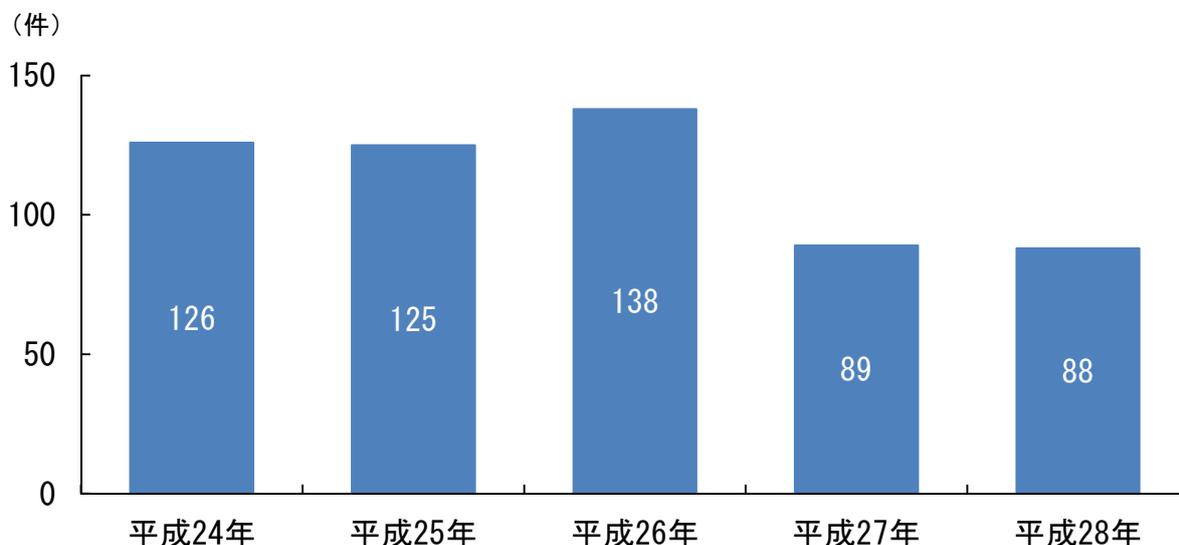
労働基準法第32条（労働時間）、時間外労働の削減及び管理

指導の結果

- 時間外労働の削減の取組として、時間外労働が多い労働者を週単位で把握し、月の特別延長時間を超えないように管理を徹底したり、繁忙部署の業務に必要な技術を他部署の労働者に習得させ、業務の平準化を図るなどした結果、時間外労働時間数が最長でも1か月70時間程度に減少し、その後も継続して時間外労働の削減が進んだ。

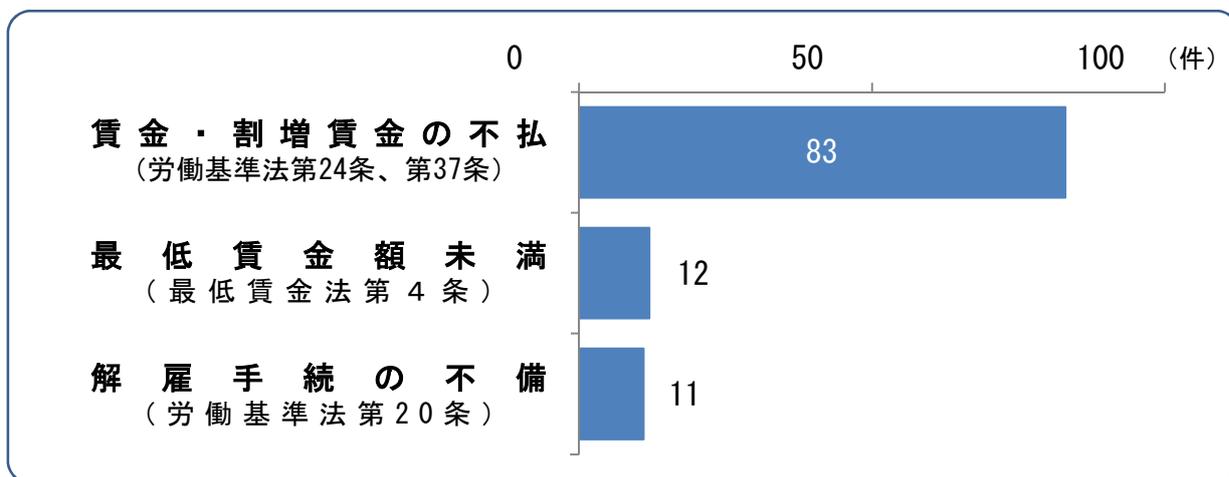
2 申告状況

- (1) 技能実習生から労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は88件であった。



- (2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(83件)、②約定賃金額が最低賃金額未満(12件)、③解雇手続の不備(11件)の順に多かった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



- (3) 労働基準監督官が処理した申告事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

時間外・休日労働の割増賃金が不足しており、長時間労働にも従事しているとの技能実習生5名からの申告に基づき、監督指導を実施

概要

- 労働時間はタイムカードで管理されており、タイムカード上は残業がなかったが、実際は、時間外・休日労働については、手書きのメモで別に管理されている。
- 時間外・休日労働に対しては、メモをもとに、実習1年目は時間単価が350円、2、3年目は450円の支払としている。

指導内容

- 1 技能実習生に対して実際に行かせていた時間外労働時間が、36協定の限度時間を超え、1か月で最長120時間程度となっていたことから、協定された限度時間を超えて労働させないように是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止のため、時間外・休日労働の削減についても指導した。

指導事項

労働基準法第32条（労働時間）、時間外・休日労働の削減

- 2 時間外・休日労働の時間単価が350円～450円であることから、時間外・休日労働に対する割増賃金を法定の割増率（時間外は25%、休日は35%）以上で計算して支払うよう是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条（割増賃金の支払）

指導の結果

- 技能実習生については、原則として時間外労働を命じないこととした結果、技能実習生の時間外労働は、36協定の限度時間以内に削減された。
- 事業場に所属するすべての技能実習生17名に対し、不払となっていた割増賃金、総額約2,400万円が支払われた。

事例 2

契約上は最低賃金額以上の賃金を支払うことになっていたが、実際の賃金は月額5万円であるとの技能実習生からの申告に基づき監督指導を実施

概要

- 賃金支払日に立入調査を実施し、賃金台帳上は最低賃金額以上の賃金が支払われているものの、事業主による隠ぺいが懸念されるため、勤務中の技能実習生に直接、賃金額を確認したところ、申告内容どおり月額5万円で支払われている。さらに確認を進めたところ、時間外労働の時間単価が400円～550円で計算されている。

指導内容

定期賃金を最低賃金額以上で計算し、また、時間外・休日労働と深夜労働に対する割増賃金を法定の割増率（時間外・深夜は25%、休日は35%）以上で計算して支払うよう是正勧告した。

指導事項

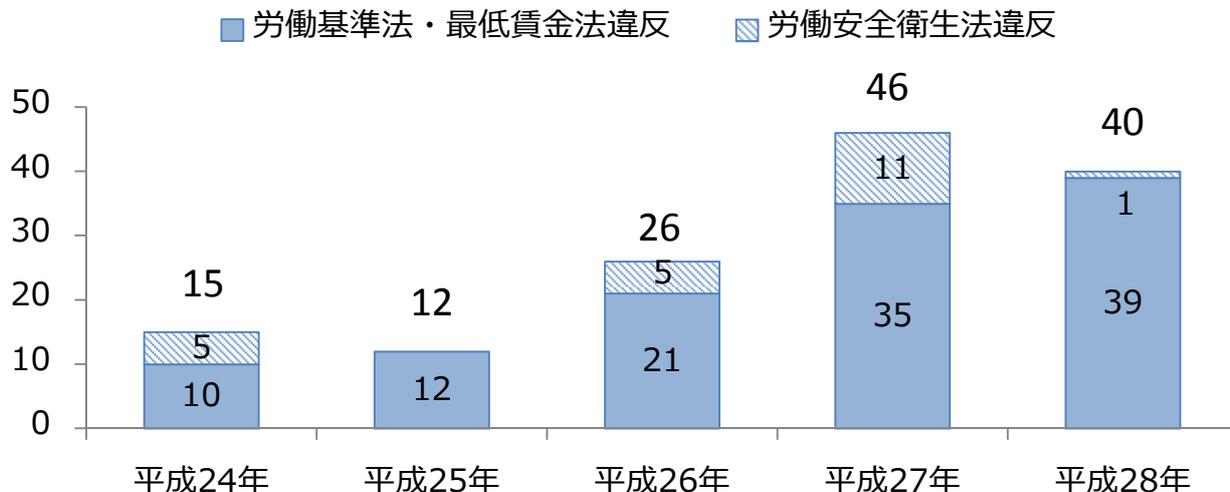
最低賃金法第4条（最低賃金額以上の支払）、労働基準法第37条（割増賃金の支払）

指導の結果

- 事業場に所属するすべての技能実習生4名に対し、最低賃金額に満たない賃金及び不払となっていた割増賃金、総額約520万円が支払われた。

3 送検状況

- (1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は40件であった。



- (2) 労働基準監督官が送検した事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

1,200万円を超える賃金不払及び1か月最長120時間程度の違法な時間外労働を行わせたことにより送検

捜査経過

- 縫製業の事業場について、技能実習生に対して時間外労働に対する割増賃金が支払われていないとの情報提供があり、立入調査を実施したところ、事業主は「残業はない」など申し立てたが、長期間にわたる賃金不払が疑われた。
- 押収した資料などから、約2年間にわたり、技能実習生5名に対し、「国民年金積立」などの虚偽の名目で違法に控除したり、時間外・休日労働に対して時間単価で500円程度の支払とするなどにより、所定の賃金及び割増賃金、総額約1,200万円が支払われていないことが判明した。
- また、1か月最長120時間程度の違法な時間外労働も行わせていた。

被疑事実

- 実習実施機関（法人）及び事業主

法定の除外事由なく、賃金を控除したこと。

違反条文

労働基準法第24条（賃金の全額払）

36協定の限度時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

違反条文

労働基準法第32条（労働時間）

時間外・休日労働に対し、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払っていないこと。

違反条文

労働基準法第37条（割増賃金の支払）

事例 2

虚偽の帳簿書類の提出や臨検妨害などを繰り返した事業主らを逮捕した上で、賃金不払等により送検

捜査経過

- 縫製業の事業場で実習中の技能実習生から、事業場から支払われている賃金が最低賃金額を下回っているなどの申立がなされた。
- 事業場に立入調査を実施したところ、事業主と監理団体の代表者は、労働基準監督官に対して虚偽の記載をした帳簿書類を提出するなどし、さらに、監督官が関係先に立ち入るのを妨害したり、関係者との口裏合わせなどを繰り返していたことが発覚したため、事業主らを逮捕した。
- 捜査の結果、事業場に所属するすべての技能実習生4名の賃金について、月額6万円程度しか支払われておらず、また、時間外・休日労働に対しても時間単価が400円程度となっており、最低賃金額に満たない賃金及び割増賃金、総額約500万円が支払われていなかった。
- 逮捕した監理団体の代表者を取り調べた結果、この事業主の賃金不払について関与していることが明らかになった。

被疑事実

- 実習実施機関（法人）及び事業主、監理団体の代表者
最低賃金額以上の賃金を支払っていなかったこと。

違反条文

最低賃金法第4条（最低賃金額以上の支払）

時間外・休日労働に対し、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払っていないこと。

違反条文

労働基準法第37条（割増賃金の支払）

虚偽の陳述、虚偽の記載をした帳簿の提出、臨検監督の妨害を行ったこと。

違反条文

労働基準法第120条（虚偽陳述等の罰則）

事例 3

重機を無資格の技能実習生に運転させ、重篤な労働災害を発生させたことにより送検

捜査経過

- 産業廃棄物の処理工場内で、労働者が、作業中の重機に轢かれ、下半身に重傷を負う労働災害が発生した。
- 捜査の結果、この工場の工場長が、法令に定められた資格を有していない技能実習生に、重機の運転を行わせていたことが発覚した。

被疑事実

- 実習実施機関（法人）及び工場長
法定の資格を有しない技能実習生を、機体重量3トン以上の建設機械の運転の業務に就かせていたこと。

違反条文

労働安全衛生法第61条（就業制限）

4 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況

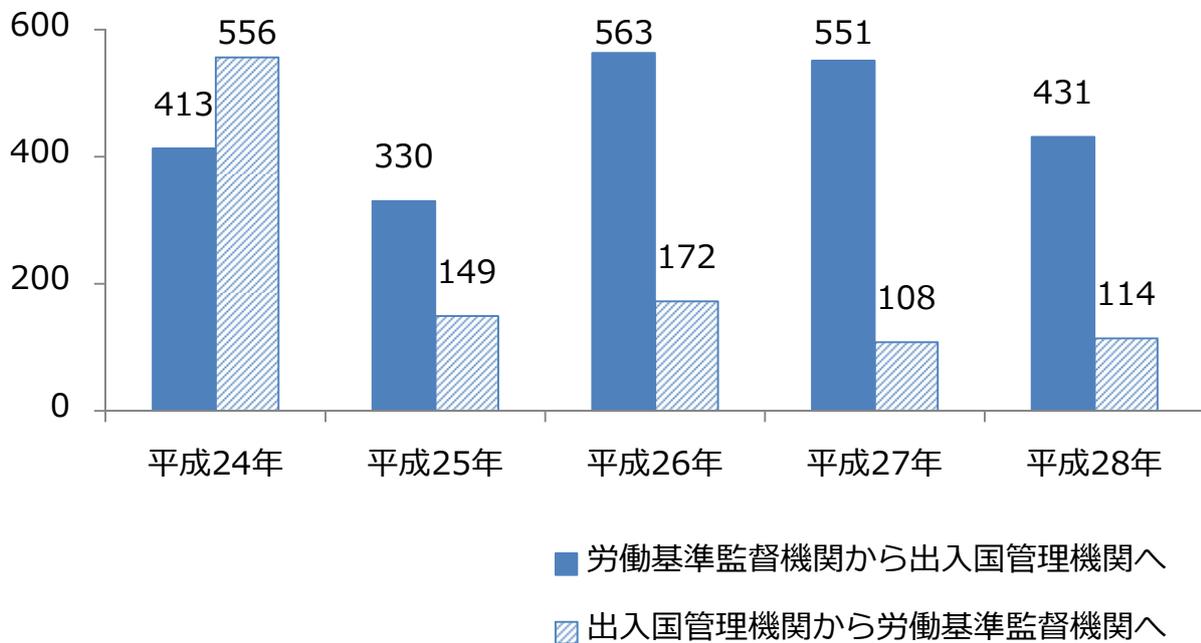
- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関が、その監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報（※1）した件数は431件、出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は114件である。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報する事案

労働基準監督機関において実習実施機関に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報する事案

出入国管理機関において実習実施機関を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案



- (3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関から通報を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。
- (4) 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関との合同監督・調査を行うこととしており、23件の実習実施機関に対して実施した。